

平成 27 年度第 1 回新潟市障がい者施策審議会 会議議事録【確定】

○日 時：平成 27 年 7 月 7 日（火）午後 3 時 00 分～5 時 00 分

○会 場：白山会館 1 階 芙蓉の間

○出席者

- ・委 員：松永委員、柳委員、熊倉会長代理、柏委員、丸山委員、佐藤委員、片桐委員、宇治委員、多賀委員、島崎会長、関委員、高岡委員 計 12 名（欠席委員：熊谷委員、上路委員 計 2 名）
- ・オブザーバー：山賀新潟市障がい者地域自立支援協議会会長
- ・関係課：児童相談所、こころの健康センター、各区健康福祉課、学校支援課
- ・事務局：障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員 5 名

○傍聴者：2 名

1. 開 会

（司 会）

これより、平成 27 年度第 1 回新潟市障がい者施策審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は本日の進行を務めます障がい福祉課課長補佐の大倉と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議ですが、議事録を作成いたしますので、テープ録音をご了承くださいますようお願いいたします。

委員の皆様がご発言される際には職員がマイクをお持ちしますので、お手数ですが手を挙げていただきたいと思います。

会議に入る前に資料を確認させていただきたいと思います。事前にお送りしているものとしまして、本日の次第、資料 1－1、資料 1－2、資料 1－3、資料 2、資料 3、資料 4、資料 5、資料 6、資料 7、参考資料 1 としまして冊子になっておりますが、新潟市障がい者計画の冊子、参考資料 2 として福祉のしおり、参考資料 3、参考資料 4、参考資料 5、参考資料 6、こちらを事前にお送りしております。参考資料 3 につきましては事前に高岡委員より提出された資料です。こちらについては委員の皆様にご確認いただくとともに、高岡委員におかれましては今後の関連する議事の中で必要に応じてご説明いただければと思います。

さらに、本日お配りしたものとして、出席者の名簿、座席表、審議会に対する意見について

ということで、意見を提出していただく紙、農福連携による障がい者の就農促進策という資料です。精神医療相談窓口を開設しましたという、電話番号が書いてあるチラシ、同じく児童発達支援センター「こころん」のパンフレット、さらに、新聞記事の写しが2種類、こちらを今日お配りしております。事前送付資料、当日配付資料ともにございますでしょうか。不足がある場合は係の者にお伝えください。

それでは、開会にあたりまして、小野課長よりごあいさつを申し上げます。

2. 課長挨拶

(障がい福祉課長)

皆さんこんにちは。障がい福祉課長の小野です。皆様におかれましては日ごろから新潟市の障がい福祉行政にいろいろな機会でご協力、ご支援いただきまして誠にありがとうございます。また、本日はご多忙の中、この会議に出席いただき誠にありがとうございます。本来であれば福祉部長が出席し皆様にごあいさつするところなのですが、本日、市長とともに東京に出張しており、代わりに私からごあいさつさせていただきます。

この審議会につきましては、昨年度は障がい者計画、障がい福祉計画を策定する年度ということで、皆様には全5回の審議会にご参加いただき、大変貴重なご意見をいただきました。皆様からご検討いただいた計画につきましては3月に議会報告を行い、完成したものが本日お手元にお配りした冊子になっております。

話は変わりますが、本年度の組織改正において、福祉部では地域包括ケア推進課という新たな課を設け、地域包括ケアシステムの構築に力を入れるということで取り組んでおります。この地域包括におきましては、高齢者のみならず、障がい者、児童も含め、地域で支えるシステムづくりを目指しているところでございます。また、障がい福祉課では、現在、制定に向け検討を進めている条例の普及啓発を行う共生社会推進担当というポストを新たに設置し、共生社会の実現に取り組んでいるところでございます。このような動きの中で、今年度、国からは障害者差別解消法に規定する障害者差別解消支援地域協議会のモデル事業に新潟市も選ばれまして、このモデル事業を今年度開催することとしております。このモデル事業につきましては、障がいを理由とした差別の解消に向けた話し合いを行う協議会になりますが、現在、秋の開催に向け準備を進めているところでございます。

最後になりますが、今年度の審議会の開催については例年どおり3回を予定しております。委員の皆様には今年度も忌憚のないご意見をいただき、新潟市の福祉行政が少しでも前進することをご期待いたしまして、ごあいさつとさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

(司 会)

続きまして、今年度から大滝委員の後任として当審議会の委員に就任されましたハローワーク所長の関委員をご紹介します。関委員、一言よろしくお願ひいたします。

(関委員)

ごめんください。ご紹介いただきましたハローワーク新潟の関と申します。よろしくお願ひします。

(司 会)

ありがとうございました。

また、平澤委員の後任として新潟市歯科医師会理事の上路委員が当審議会の委員に就任されましたことをご報告させていただきます。

次に、本日の委員の出席状況ですが、障がい福祉事業者の代表として委員に就任していただいていた遁所委員から、体調不良を理由に6月いっぱいをもって委員を退任したい旨の申し出があり、事務局として了承いたしました。遁所委員の後任については現在検討中であり、今は欠員となっております。そのため、委員が14名のうち、熊谷委員、上路委員から欠席のご連絡をいただいておりますので、12名の委員の方々が出席されており、過半数を超えておりますので、この審議会が成立していることをご報告いたします。また、今回もオブザーバーとして、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに対し中核的な役割を果たす新潟市障がい者地域自立支援協議会の山賀会長に参加いただいております。なお、施策審議会条例第5条第4項の規定において、審議会の必要があると認めるときは会議に関係者の出席を求め意見を聞くことができると定められています。

続いて、事務局につきましても新年度で顔ぶれが変わっておりますので、簡単ですが、それぞれ自己紹介をさせていただきます。

(こころの健康センター所長)

こころの健康センター所長の福島までございます。今年度もよろしくお願ひいたします。

(介護給付係長)

介護給付係にまいりました山田と申します。よろしくお願ひいたします。

(共生社会推進担当係長)

共生社会推進担当の竹中と申します。よろしくお願ひします。

(管理係長)

管理係長の高橋と申します。よろしくお願ひします。

(就労支援係長)

就労支援係の吉岡と申します。引き続きよろしくお願ひいたします。

(在宅福祉係長)

在宅福祉係長の吉澤と申します。よろしく願いいたします。

(児童相談所長)

いつもお世話になっております。新潟市児童相談所の大井と申します。よろしく願いいたします。

(こころの健康センター精神保健福祉室主査)

こころの健康センターの加藤と申します。よろしく願いいたします。

(こころの健康センター精神保健福祉室長)

同じくこころの健康センターの治と申します。よろしく願いいたします。

(学校支援課特別支援教育班総括指導主事)

教育委員会学校支援課特別支援教育担当の中川でございます。よろしく願いいたします。

(北区健康福祉課長)

北区健康福祉課長の山田と申します。よろしく願いいたします。

(東区健康福祉課長)

東区健康福祉課長の横山です。よろしく願いいたします。

(中央区健康福祉課長)

中央区健康福祉課長の藤野と申します。よろしく願いします。

(江南区健康福祉課長)

江南区健康福祉課長の山田でございます。よろしく願いします。

(秋葉区健康福祉課長)

秋葉区健康福祉課長の山田と申します。よろしく願いします。

(南区健康福祉課長)

南区健康福祉課長の高橋と申します。よろしく願いいたします。

(西区健康福祉課長)

西区健康福祉課長の小関でございます。よろしく願いいたします。

(西蒲区健康福祉課長)

西蒲区健康福祉課長の頓所と申します。よろしく願いいたします。

3. 報告事項

(司 会)

それでは、会議の報告事項に移らせていただきます。これからにつきましては、島崎会長に進行をお願いいたします。

(島崎会長)

こんにちは。今年度第1回の審議会ということです。よろしくお願いいたします。先ほど課長からありましたように、**今年度は3回開催予定**ということですので、よろしくお願いいたします。

次第に従い議事を進めさせていただきたいと思います。本日午後3時から5時までの2時間をいただいております。時間配分につきましては、報告事項について質疑応答と合わせておおむね30分程度、議事につきましては(1)と(2)を事務局から一括で説明していただき、質疑応答と合わせておおむね40分程度、残りの時間で議事(3)でいろいろなご意見を出していただければと思っておりますので、議事(3)につきまして少し時間を取りたいと思っております。終了時刻は5時となっております。皆様にはご協力をお願いしたいと思います。

(1) (仮称) 障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例について

(島崎会長)

それでは、報告事項から入らせていただきます。報告事項(1)「(仮称)障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例について」、事務局からご説明いただきたいと思います。皆様へは**事前に資料が送られている**ことと思っておりますが、説明をお聞きしながらご意見、ご質問等をご準備いただければと思っております。

(事務局)

(仮称)障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例の案についてご報告させていただきます。資料1-1をご覧ください。昨年度の1回目の審議会でも中間とりまとめに係る各区、団体向けの意見交換会までご報告させていただきました。その後、委員の皆様には検討会の資料をお送りさせていただいておりますので、詳細につきましては省略させていただきますが、約2年間にわたり検討会で協議いただきまして、第17回で最終とりまとめがまとまったことから、6月19日までパブリックコメントを実施いたしました。今後のスケジュールといたしましては、パブリックコメントでいただいたご意見も参考にしつつ、最終的な条文案を作成し、9月議会に上程することとして進めております。議会で可決されれば、周知や準備期間を経て差別解消法と同一となる平成28年4月1日に施行する予定で進めております。

資料1-2をご覧ください。パブリックコメントの結果について一部報告させていただきます。パブリックコメントの実施期間は5月21日から6月19日までの30日間、意見の募集を行いました。8人の方から意見を提出していただきました。その内訳としましては、条例素案に該当する意見が17件、その他意見が4件の合計21件の意見をいただいております。この表の見方ですが、左側から意見番号の通し番号、条例素案の該当ページ、条項、素案の記述、提出された意見の概要、いただいたご意見に対する現時点の方向性についてということで記載して

おります。

4 ページの意見番号 5 をご覧ください。差別の定義において、「不当な差別的行為」という表現が分かりにくいので、「差別行為」と表記すべきではないかというご意見がありました。この意見に関する方向性といたしましては、行為に正当な理由がある場合には、条例により禁止される不当な差別的行為には該当しないという趣旨から不当だという表記をしております。また、国の差別解消法などでは、「不当な差別的取扱い」と表記していますが、「取扱い」という表記が物を扱っているイメージがあるという検討会のご意見を踏まえ、「不当な差別的行為」と表記しているところです。

次に 5 ページの意見番号 7 番ですが、市民の役割の中に障がい者の役割がないことが気になる。障がい者は守られるだけの存在という視点が見受けられる。障がい者も相手に対し配慮、遵守すべき点があると思うというご意見です。このご意見につきましては、検討会の中でも障がい者も他の障がいについて理解を深める必要があるという同様の意見をいただいております。障がい者の役割という条項は設けておりませんが、第 4 条の市民には障がいのある方も含み、障がいのある人と障がいのない人の両方が障がいや障がいのある人に対する理解を深めることとしております。

次に 6 ページの意見番号 8 です。条例素案の記述の「障がいを理由とした」という部分を、「等」を加え「障がい等を理由とした」に修正すべきというご意見です。この条例では、障がいを理由とした差別だけではなく、障がいに関連する事由を理由とした差別も差別の中に含めて禁止しております。一つ例を挙げますと、障がいに関する差別の例としまして、車いすの利用を理由に入店を断るなどが挙げられます。これは、障がいを直接的な理由とせず、障がいに関連する車いすを理由とした差別となりますが、このような事例についても差別として禁止しているということです。このようなことから、条例の最終案を作る中では修正の必要性を検討していきます。

次に 7 ページの意見番号 10 番です。条例素案の第 5 条の（1）から（9）にある「正当な理由」という文言を削除すべきというご意見です。こちらにつきましては、資料 1-3 の 2 ページをご覧ください。第 5 条では、差別の禁止についての規定になりますが、各項において具体的な差別を列挙している中で、「正当な理由なし」という文言があります。この文言が差別する者にもっともらしい理由を考えさせることにつながるおそれがあるので削除すべきではないかというご意見です。こちらにつきましては、最終とりまとめの解説の部分にも例示いたしましたが、正当な理由となる場合があるため、「正当な理由なし」と表記しております。具体的には、例えば映画館、劇場、コンサートホール等において障がい特性によりじっとしてられず、当該サービスの提供に不可欠な静粛さを壊してしまい、他の観客に対して本来のサービス

提供が困難になる場合などが該当します。

いただいたご意見についての説明は以上ですが、今後、9月議会での上程に向け法制課と協議を重ね、条例最終案を作成していきますが、ただいま説明いたしましたご意見以外のご意見につきましても、条例最終案を検討していく中で反映すべきものは反映していきたいと考えております。また、次回の施策審議会におきまして、もう少し条例の内容、周知方法ですとか、推進会議などについて詳しくご説明したいと考えております。

(島崎会長)

ありがとうございました。

事務局から、現在検討中の条例についてご報告いただきました。検討委員の皆様、事務局のご尽力に敬意を表したいと思います。2年間、お疲れ様でございました。しかし、通るまでの道のりがありますので、ここでほっとはしてはいただけないということですが、検討委員会の委員でいらっしゃいました熊倉会長代理や松永委員から補足の説明等がございましたらお聞きできればと思います。いかがでしょうか。

ほかの委員の皆様はいかがでしょう。今、事務局から、今後、パブリックコメントを参考にしつつ検討していき、スケジュールに従って議会にかけて、平成28年4月1日条例施行を目指してやっていくということですが、国の障害者差別解消法も平成28年4月1日施行となっておりますので、それと一緒に始まるということではよかったですと思います。何かご意見はございませんでしょうか。

(柏委員)

パブリックコメントのときにご意見を出さずに申し訳ありません。資料1-2の8ページの12なのですけれども、「何人も合理的配慮を提供するに当たっては、障がいのある人の意向を十分に尊重しなければなりません」ということで、この「意向」というのは非常に難しいことだと思うのですが、精神障がいの人、発達障がいの人たちの意向というのは、ニーズに基づいた、あるいは権利が行使できないとか、非常に難しい個々の問題があるので、私としては、合理的配慮を提供するに当たっては障がいのある人の人権を守り、十分な話し合いと相互理解に基づいて提供しなければならないという感じのものが入らないといけないのではないかと思います。明らかに私たちが生活している中では当然、常識だと思われるようなことでも、彼らの認知によってなかなか理解できないこともあるので、提供を受けた本人もそれを理解したうえで、納得したうえで提供を受ける形になっていかないと難しいところがあると思います。前文にも相互理解、話し合い等が入っていますが、そういう文言が入ったほうがいいのではないかと思います。よろしくお願いします。

(熊倉委員)

条例案を作る中で、最初の場面で、こんなことがあったなと思い出しながら今考えていますが、障がいのある方の意向というのは、十分把握するのが難しい障がいの方もいらっしゃると思います。ただ、理屈、筋道としては、障がいのある人もその人の意向を持っているということを法的にまず認めたいうえで、その人の意向をどのように尊重する方法が考えられるべきかというのは研究されるべき課題ではあると思います。ないものとして、一定の方法でつかまえないと意向が確認できないという、その辺を考えてしまうと、この文言が非常に分かりにくくなるのですけれども、あるのだという前提に立って、尊重するのだということで条例はできているべきではないかと。

少しかけ離れたようになりますけれども、障がい者権利条約の採択の過程でも、一般的な成年後見制度が本人の代理という側面を強くするというのは、むしろ本人に対する差別だとか、よろしくないものだという理解が権利条約を採択する場面では共通の理解になっておりまして、そうすると、まず、その人には意思があるべきだと考えよというふうに法律は考えられているようです。なお研究の余地はあると思いますけれども、そのような議論もございました。よろしくをお願いします。

(島崎会長)

ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。事務局から何かご説明はありますか。

(事務局)

このところについてはかなり時間をかけて検討した部分でございまして、今、ご意見がありましたので、それらも踏まえながら、ここはどうあるべきかということ、最終案を作る中で検討させていただきたいと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。

柏委員が先ほどおっしゃった文言などこのようにということがあれば、事務局にお伝えいただければと思います。

ほかにはないようでしたら、次に移らせていただいてもよろしいでしょうか。報告事項、議事につきまして、この時間内でお出しただけなかった部分や、あとでお気づきの部分がありましたら、最初にありました意見についてというペーパーでお出しいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、報告事項（１）を終わらせていただきます。

(2) 平成 27 年度の主な事業について

(島崎会長)

次に報告事項（２）「平成 27 年度の主な事業について」、資料 2 でございますが、事務局から

説明をお願いいたします。

(事務局)

平成 27 年度の主な事業について説明させていただきます。資料 2 とともに冊子のどこに該当するかということもご説明させていただきますので、冊子も併せてご覧いただきたいと思います。

資料 2 の 1 ページ目の基幹相談支援センター事業です。これにつきましては、自立支援協議会からの提案があり、昨年 10 月から市内 4 か所に相談員を集約し、障がい者基幹型相談支援センターとして相談業務を展開してきましたが、この 4 月から障害者総合支援法に基づく「型」が取れまして、障がい者基幹相談支援センターとしてステップアップしております。事業内容につきましては、資料の事業内容の①から④を追加し、一般相談に加えて実施しております。具体的には、新たに施設、病院等から地域移行促進に係るコーディネートや権利擁護、虐待防止に係る啓発活動や研修を行うなど、相談体制の充実を強化したものとなっております。また、仮に条例が通れば、平成 27 年度途中からは、先ほどご説明しました条例の相談機関としても機能を担っていく予定としております。今後、基幹相談支援センターにつきましては、相談支援の中核機関としてリーダーシップを発揮していただきたいと考えております。この部分につきましては、本日お配りしました新潟市障がい者計画の 18 ページになりますが、第 2 部「各論」の 1 地域生活の支援・(1) 相談支援体制の充実に対応するものでございます。

次に資料の 2 ページの上段、2 地域活動支援センター事業費（Ⅰ型）でございます。地域活動支援センターは、通所により創作的活動または制作活動の機会の提供、社会との交流促進を基礎的事業として実施する事業で、さらに機能強化事業を追加することにより、Ⅰ型からⅢ型までの 3 種類に分かれております。Ⅰ型は精神保健福祉士等の相談員を配置し、相談支援事業を併せて実施することが要件で、精神障がい者が安定して地域で生活できるよう、社会参加に向けた相談を行うことが特徴となっております。これまで市内には中央区関屋大川前の「ふらっと」の 1 か所のみでしたが、新たに中央区蒲原町にあります中央区東地区総合庁舎の 2 階に「ゆとりあ」が 4 月に開設しております。「ふらっと」の登録人数が 140 人を超え、さらなる整備が必要であることから、また、家族会からの増設の要望もあり、新潟市が場所を提供し、公募により新潟しなの福祉会様が実施することとなりました。現在、「ゆとりあ」の登録人数は 24 名ということですが、今後、増加していくものと見込んでおります。これにつきましては、計画の冊子のほうでは 22 ページの(4)サービス基盤の充実などに対応するものでございます。

次に資料 2 の同じページの下Ⅲ型です。Ⅲ型は、いわゆる旧制度の作業所から移行してきた事業所が多く、創作的活動または生産活動の機会の提供などの基礎事業を中心に活動しております。現在、市内には 36 か所の事業所があります。この補助金につきましては、これまで毎

年度4月1日の登録人数に応じて定額で補助額を確定しておりましたが、今回の見直しで利用実績に応じた単価方式に変更いたしました。このたびの改正の趣旨は、補助金申請時による人数と実利用人数に大きな乖離があること、1日平均10人以上が利用することを前提とした補助金に対して、極端に実利用人数が少ない事業所があること。また、事業所からは年度途中で利用者が増えても補助金が増えないですとか、土日のニーズがあり、土日に開設したいが、定額の補助金では対応できないなどの声に対応したものです。また、単価に移行するにあたりまして、新たに送迎加算、時間延長の加算を創設しております。この改正により、申請人数と実利用人数に差のないところは収入増となり、差の大きい事業所が収入減となる試算になっておりますが、新制度移行で収入減となる事業所につきましては激変緩和措置として3年間、収入減となる額の一部を補助いたします。

次に3ページの日常生活用具給付費です。日常生活用具給付費では新たに人工喉頭の一種として人工鼻を給付品目に追加いたしました。これは、咽頭全摘出した方が行うシャント発声法という発声にかかる部分で、その購入費用を補助することで日常生活の便宜を図り、障がい者の生活を安定させるためのものでございます。基準額は1か月2万3,760円となっております。

次に4ページの5、強度行動障がい者（児）支援職員育成事業です。強度行動障がい者（児）の支援につきましては、昨年度から自立支援協議会でも課題となっており、運営事務局会議で議論いただいたことを踏まえて予算化しております。まず、県研修受講料等補助につきましては、新潟県が開催する強度行動障害支援者養成研修に市内の事業所職員から積極的に受講していただきたく、その受講料やテキスト代を補助するものです。なお、この県の研修につきましては今年1月に初めて開催されており、平成27年度事業に先駆けて補助を行い、市内からは45名の職員が研修を修了されております。次に実地研修開催委託ですが、これは今ほどの県の研修が座学、公費であることに対して、それに加えて、実際に強度行動障がい者（児）を支援する現場での実践が重要ということから、強度行動障がい者（児）の支援経験が豊富な事業所を研修会場としてお借りし、7月3日から実際の支援方法を体験学習できる研修を開催しております。なお、この実地研修にも市内事業所の職員から積極的に受講いただくため、職員を受講させる事業所に対し人件費の手当として補助を行う予定です。また、冊子でいきますと22ページ、これも先ほどの（4）サービス基盤の充実に該当しているものです。また、資料にはございませんが、昨年度整備いたしました強度行動障がい者（児）専用のグループホーム、4名の定員になりますが、これが4月にオープンしております。こちらには支援員の加配の経費を加算しております。

次に6の児童発達支援センター運営費です。児童発達支援センターは児童福祉法の改正により通所による療育事業、相談事業、保育園・幼稚園の障がい児への支援、助言を行うものです。

が、本市では旧ひしのみ園の敷地内に増築移転、旧幼児ことばところの相談センターを増築して移転することにより統合し、本市の療育支援体制の強化を図るとともに、地域の中核的な療育支援施設として役割を担うこととし、新潟市立児童発達支援センター、愛称を「こころん」としましたが、これが4月からオープンしております。本日皆様にパンフレットをお配りさせていただきました。なお、センターの整備にあたりましては平成26年度からの2か年の工事を組みまして、平成26年度で増築工事が終わっておりますが、平成27年度で旧ひしのみ園の老朽改修を実施しております。老朽改修中にひしのみ園部分が使用できないことが判明したため、工事中は増築した部分を旧ひしのみ園が使用することとし、工事終了までは幼児ことばところの相談センターは引き続き現在の水道町で分室として業務を運営してきました。工事も終わりました。来週13日からは神道寺南に統一することとなっております。なお、分室廃室後の建物につきましては、同じ建物に入っております発達障がい者支援センター「JOIN（ジョイン）」が手狭なこともありまして、JOINがこちらを使うこととなっております。計画の冊子では29ページから30ページにかけて、3、療育・教育の充実（1）就学前療育の充実に対応したものとなっております。

最後に5ページの7の農業を活用した障がい者雇用促進事業についてです。こちらは国の地域住民生活等緊急支援のための交付金に対応し、平成27年度に予定しておりました事業を前倒しし、2月議会において平成26年度の予算を補正増額し、全額繰り越して平成27年度に執行するものです。この事業では労働不足の農家と就労を希望する障がい者をつなぐコーディネーター2名を配置するとともに、福祉施設に農作業を委託する農家へ助成制度を創設いたしました。コーディネーターは農作業の支援や就労先となる農家の開拓を行っていきます。また、助成制度は福祉施設から施設外就労を受けた農家へ1日3,000円を支給いたします。これにつきましては、本日、追加でA4の「農福連携による障がい者の就労促進」というペーパーをお配りしています。

今回、2名の配置につきましては資料の左下、障がい者就業支援センターこあサポート内にあぐりサポートセンターとして2名を配置し、農家と障がい者のマッチング事業、農家の開拓などを行っております。右側、これにつきましては、障がい福祉課だけではなく、農林水産部、区役所とも連携しております。それぞれのところでそれぞれの事業を展開しておりますが、アグリサポートセンターが中心になって農林水産部等の事業もマッチングしているところです。アグリパークでは就労訓練と農業適正判断、農業活性化研究センターでは実践的な農業の訓練、食育・花育センターでは体験的なプログラムを実施してまいります。農繁期など労働力が足りないときに仕事を切り出していただいて、施設等をお願いするというところで4月からスタートしておりますが、現況は、わりと農家からは仕事を切り出していただいて、今のところ仕事が見

つまっている段階なのですけれども、実は、そこに行ってくれる障がい者が見つけれないというのが課題になっております。原因としましては、農地への公共交通機関がないということで、そこまで行く手段がないとか、早朝作業は朝が早くて対応できないなどの声もありまして、一筋縄ではいけないところがございます。今年度につきましては、農家から障がい者が戦力になるということをご理解いただくとともに、障がい者も、この3か月の経験ではありますが、経験する中で、将来、農業の仕事をしてみたいという方も数名聞いております。今後はそういう中から、農業に携わる方が出てくればと思いますが、今のところ、もう一つの課題としまして、1年を通し工賃を生み出すような農作業がなかなかない中で、今回、6次産業化、12次産業化の中で特区の指定を受けておりますので、例えば農家レストラン等加工業を加えた中で通年の業務を確保しつつ、農業に就労できれば考えております。

障がい福祉課の予算については以上です。

次に、こころの健康センターの説明をさせていただきます。

(こころの健康センター所長)

こころの健康センターの福島です。引き続き説明させていただきます。

資料6 ページの8、精神科救急医療システム事業費です。事業の内容の(1)の病院群輪番制による夜間の医療体制の確保、これは継続でございます。(2)精神科救急情報センター、これは一般医療機関あるいは救急隊等の関係機関からの電話を受けるセンターでございますが、こちらは平成26年3月から運用を開始しています。新しく今年度始まりましたものが(3)の精神児童相談窓口の運営となります。これはお配りしているチラシをご覧ください。緊急に精神科医療を必要とする方のために精神医療相談窓口を開設しましたというチラシがございますが、ここに書いてあります番号で平日・休日問わず24時間体制で、緊急の医療に関する相談窓口を今年4月から開設しているところでございます。これに関しましては、障がい福祉計画の冊子の28ページ、29ページの精神保健と医療施策の推進のところになります。

続きまして資料7ページをご覧ください。9、精神障がい者地域移行・地域定着支援事業になりますが、こちらは障がい者計画のほうですと22ページ、23ページになります。地域生活の支援のところのサービス基盤の充実にあたります。昨年度から継続でございますが、精神障がい者の地域生活を考える関係機関連絡会というものを開催しております。これは保健・医療・福祉の関係者が会議や研修会、社会資源見学ツアー等を行い地域の連携を深めていく。それによって新たな長期入院を防ぎ、精神障がい者が安心して地域生活を送れるような福祉体制を築いていこうというものでございます。2番目といたしましては、精神科病院と協議しながら、どのような社会資源が必要とされていくか。新たな長期入院を防ぐための方策につきまして協議を重ねてまいります。3番目といたしましては、アパートくらし体験事業を継続して行って

いきたいと考えております。

続きまして8ページをご覧ください。障がい福祉計画でいいますと28ページ、29ページの精神保健と医療施策の推進になります。自殺総合対策事業費になります。こちらは事業が多いですので、新しいものについて説明したいと思います。相談支援事業の中の①くらしとこころの総合相談会は、こころの相談と法律相談等のくらしの相談を一緒に行おうというものでございますが、これは中央区で開催しております月1回のものに加え各区でも展開していきたいと考えておりました、今年度は中央区以外の4区で開催したいと考えております。②のこころといのちの寄り添い支援事業は、自殺企図をされた方、自殺未遂された方のアフターケアを行う事業でございますが、3次救急に加え、今年度から2次救急医療機関を対象としております。③の電話相談でございますが、こころといのちのホットラインは平日22時までの相談になりますが、これを区市共同で外部委託し24時間対応としております。続いて、連携体制のほうでございますが、新しい部分としましては、②の後段、若年層における自殺対策作業部会を新設するとともに、3の人材育成事業の②若年層の支援機関等を対象とした研修会を開いていきたいと考えております。今、全国でもそうですが、中高年男性の自殺率は減少しているのですが、若年層の自殺率がなかなか減少していかないと。もともと数としては少ないのですが、減少傾向もないということで、こちらに重点を置いて対策を検討並びに検証していきたいと考えております。これが今年度の新規事業になります。

こころの健康センター分といたしましては以上3項目になります。

(島崎会長)

ありがとうございました。

事務局から平成27年度の主な事業について、本年度から始まりました障がい者計画とどのように関連した事業であるかということを含めご報告していただきました。ご説明の中に、自立支援協議会での検討状況についても触れられてありましたので、山賀自立支援協議会会長からそのあたりのところを、自立支援協議会での検討状況について少しご報告いただけますでしょうか。

(自立支援協議会会長)

自立支援協議会の山賀です。

今ほど、課長より事業の中で項目1の基幹相談支援センターと5の強度行動障がいの事業については、自立支援協議会並びに運営事務局会議の提案に関連した事業ということでご紹介いただいたとおりです。特に基幹についてはスタートし始めたところで、今後、基幹をどのように中心において連携していくかということがこれからの課題ですので、私たち自身も基幹のスタッフの皆さんといろいろなケースについては基幹を入れていろいろ情報交換をして、チーム

支援をしていけるような環境づくりについて積極的に意見交換し、サポートをしていけるような協議会でありたいと思っております。

5の強度行動障がいについても、今、やっと動き出したところです。おそらく深い関心を持っていらっしゃる方については、実際にこの効果が出てくるのはいつごろなのだろうかと考えていただいている方もいらっしゃるのではないかと思います。すぐに効果が出てくるようなことではないかもしれませんが、あくまでも私たちが目指すのは、人材育成をまずスタートにおいてやっていこうと。そして強度行動障がいという障がいの理解について深めていかないと、アレルギー反応を起こして、受け入れていただけるような環境づくりがなかなかできないということもありますので、障がい理解等を基本にした人材育成といったものが両輪になっていかないと、ここはなかなか進まないであろうという視点で取り組んでいただいているところです。今後、これを一つの段階として次に展開していくということも十分想定していますので、皆さんから関心なりご意見なりご提案いただければ、自立支援協議会でも積極的に検討していきたいと思っております。

(島崎会長)

ありがとうございます。

この審議会と自立支援協議会が情報や課題を共有しながら、施策としてまた実践としてどういいものにしていくかということで検討していければと思っております。ありがとうございます。

平成27年度の主な事業についてご報告いただきましたが、委員の皆様から何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

(柏委員)

先回もお話ししたような気がするのですが、地域活動支援センター事業費のⅢ型についてですが、利用登録人数と1日当たりの利用人数に乖離があったということで、私の会の事業でやっている温もりの会の温もりハウスもまだ2年ですが、入ったり、抜けたり、あるいは今までどこにも出たことがない人が入ってきて、定期的には通えない人、そういう方がいらっしゃいますので、これを見ますと、Ⅰ型のほうにそういう方が相談に行くような進め方をすることもあると思いますが、3年間の緩和措置の間で、そういう方たちに対する対策みたいなものほどのように考えていらっしゃいますか。

(事務局)

Ⅲ型のほうが比較的安定して通える方という想定のもとの事業と理解しておりますので、不安定なときには、Ⅰ型とⅢ型の併用も可能としております。相談や居場所、自宅から出てくるというような部分についてはⅠ型が対応し、Ⅰ型で安定してきたらⅢ型も利用していくという

ようなイメージでおりますので、Ⅰ型と連携しつつ、Ⅰ型からⅢ型に流れてくるというようなことをイメージしております。

(島崎会長)

ありがとうございます。

今、柏委員からご質問があった部分については今後、継続的に状況もお聞かせいただければと思います。

ほかに、今年度事業についてのご意見はありますか。

(宇治委員)

今ほどの地域活動支援センターのⅢ型の位置づけというものを考えていくと、今後、Ⅰ型というものを増やしていく意向はあるのかなと思っていまして、その辺もご検討いただきたいということと、基幹相談支援センターが春から始まった中で、かなり専門性が問われるというか、いろいろな相談を受ける場所であるので、職員もだれでもいいというわけにはいかない現状があると思います。それこそ育成みたいなものというか、その辺も考えていかなければならないのではないかと考えています。

(島崎会長)

ありがとうございます。

その辺は自立支援協議会での基幹相談センターについてのご検討の中でも進めていただければと。事業所と相談センターと一緒に市と連携しながら、これからやっていくことになると思います。

(自立支援協議会会長)

専門職の育成については、そもそも基幹型を立ち上げるときにもこの話は出ていまして、指定特定相談の中にやはり専門性の高い職員が異動などで育ちにくいといった課題があるということ的背景に、基幹が育成の部分もこれからはリードし示していくという課題があるということとは運営事務局会議の中でも共有化されている課題ですので、その辺は今後とも取り上げていきたいと思っています。

(島崎会長)

ありがとうございます。

ほかにございませんか。

先に進ませていただきます。報告事項(2)を終わらせていただきます。

(3) 平成26年度精神障害者保健福祉手帳判定実績

(島崎会長)

続いて報告事項(3)「平成26年度精神障害者保健福祉手帳判定実績」、資料3でございます

が、こちらを事前にお読みいただいていることと思いますけれども、事務局から簡単にご説明をお願いいたします。

(こころの健康センター所長)

昨年度のこの会議で精神障害者保健手帳に関して、疾患部分ということでございますので、新潟市のシステム上、手帳の診断は項目としてないので、正確な数字は分からないのですが、昨年度分の判定と診断書の部類のほうから集計してみましたのでご報告したいと思います。2年に1回の方式ですので、1年分の発生になりますので、ほぼ手帳の情報をつかめるかと思えます。4ページにわたりますが、グラフが大変細かくて見にくく申し訳ありません。口頭で説明してきたいと思いますが、これは全体の件数になりますが、1,418件の判定を1年間で行っています。一番多いのが統合失調症、グラフでいいますと赤い部分になりますが、35パーセントとなっています。次に多いのが気分(感情)障害です。うつ病、躁うつとなりますが、23パーセント。その次に多いのが心理的発達の障がい、広汎性発達障がいですがここに当てはまりますが、16パーセントです。4番目に多いのが症状性を含む器質性精神障がい。要するに認知症が多く、20パーセントということになっておりまして、統合失調症が一番多いのですが、気分障がい、他の疾患が最近増えておりまして、統合失調症にだんだん追いつきつつある状況があります。

次のページをご覧ください。こちらは1級に絞りました。1級は141件、全体の中でいいますと1割の数になりますが、1級に絞りますと、次に多いのがてんかんで13パーセントです。発作などコントロールできない方がここに入っています。

次の3ページからは2級になりますが、2級が一番多くて、1,192件になります。赤い部分ですが、一番多いのはやはり統合失調症で37パーセント、次が気分(感情)障がい24パーセント、3番目が心理的発達の障がい18パーセントとなります。

最後に4ページ目です。3級ですが、3級が一番少なく85件ですが、一番多いのが気分(感情)障がい、うつ病、躁うつ病等になりますが34パーセント。3級になりますとてんかんが19パーセントで次に多くなりまして、その次が神経症性障がい、不安障がい、パニック障がいなどになりますが、これが18パーセント、4番目が心理的発達の障がい12パーセントとなっております。全体としての傾向になりますが、最近気分障がいと発達障がいの方が非常に増えていて、新規の件数にすると統合失調症の方の次に多くなっておりまして、統合失調症に追いつくかどうかまでは分かりませんが、数としてはそこに匹敵する数になっていくのではないかと考えておりますし、認知症の方も増えていくことが予測されているという結果でございます。

(島崎会長)

ありがとうございました。

資料3の精神障害者福祉手帳の判定実績について資料でご説明いただきました。具体的な精神障がいの方たちの状況について詳しくご説明いただいたと思っておりますが、どのような支援をしていくのかということが、このように多様になってきますと大事になってくるのではないかと思います。

何かご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

それでは、お気づきのところがありましたら、後ほど、ご意見用紙等でお知らせいただければと思います。

それでは、報告事項(1)、(2)、(3)につきましてはここで終了させていただきます。

4. 議 事

(1) 第2次新潟市障がい者計画の達成状況について

(2) 第3期新潟市障がい福祉計画数値目標達成状況について

(島崎会長)

次に次第4の議事に移ります。議事(1)「第2次障がい者計画の達成状況について」と(2)「第3期障がい福祉計画数値目標達成状況について」、資料4、資料5、資料6ですが、事前に資料をお読みいただけているとは思いますが、事務局から簡単にご説明をいただき、委員の皆様からご意見をいただければと思います。事務局からよろしく願いいたします。

(事務局)

資料4をご覧ください。平成24年度から平成26年度を計画期間とした第2次障がい者計画の達成状況としまして、計画の方向性に対する各年度の実績をまとめたものとなっています。表の見方としては、一番左が第2次計画の本文、その隣が平成24年度実績、その隣が平成25年度実績、最後が平成26年度の実績となっています。昨年、皆様からご意見をいただき作成した計画は第3次障がい者計画ですが、この審議会は障がい者に関する施策の総合的、計画的な推進について調査、審議すること。また、その実施状況を監視することが役割の一つとなっていますので、第2次計画ではありますが、特徴的な部分、網掛け部分を中心にご報告させていただきますと思っています。

1、地域生活の支援の(1)相談支援体制の充実としましては、2ページ目の右上の網掛け部分になりますが、先ほどの主な事業でも説明がありましたが、平成26年10月より基幹型相談支援センターを市内4か所に設置し、その後平成27年4月より基幹相談支援センターに移行し機能強化を図っています。次に平成24年度ですが、地域で暮らす障がい者をささえる体制づくり事業として、北区をはじめとする4区を対象にした24時間の連絡体制を開始しました。そ

の後、平成 26 年度には全区に拡充したところです。次にコミュニティ支援事業においては平成 26 年度より、休日・夜間の緊急時に手話奉仕員や要約筆記奉仕員を派遣する体制を整備したところです。

次に 3 ページですが、発達障がい者支援センターでは平成 24 年度と平成 26 年度にそれぞれ 1 名ずつ相談支援員を増員し体制の強化を図りました。

次に 4 ページです。(2) の在宅サービスの充実ですが、平成 26 年度から訪問入浴サービスの夏場の利用回数を週 2 回から週 3 回に増やし、利用者ニーズに応えました。

次に 9 ページです。(4) サービス基盤の充実では、入所待機者の解消に向け、グループホームの整備を平成 24 年度は 2 棟、定員数として 10 人分、平成 25 年度は 3 棟 16 人分、平成 26 年度は 4 棟 25 人分の合計 9 棟 51 人分の整備をしました。また、その他の促進策としまして、10 ページになりますが、平成 26 年度には世話人処遇改善加算や強度行動障がい者用のグループホーム整備費補助といった新たな制度を設けたところです。さらに、入所待機者解消の取組みとしては、平成 24 年度になりますが、入所待機者解消検討委員会を設置しまして、平成 25 年度以降の取組みについて報告書をまとめたところです。平成 26 年度は待機者の実態把握調査を行いました。

次に 14 ページです。(7) 情報提供コミュニケーション支援の充実ですが、15 ページの右上の福祉のしおりとガイドブックに網掛けがしてあります。こちらについては参考資料 3 をご覧いただきたいのですが、四角囲みの部分の 1 です。高岡委員から、「福祉のしおり」と「施設等のガイドブック」それぞれの冊子の障がい年金の記述を充実すべきという意見をいただきました。こちらについては「福祉のしおり」の 9 ページ、10 ページをご覧いただきたいのですが、高岡委員のご意見を踏まえまして、平成 26 年度版に比べ記載の内容を充実させていただきました。なお、もう一つのガイドブックにつきましては、市内の障がい福祉施設を紹介する冊子であり、制度やサービスを説明するものではないので、障がい年金について記載することはなじまないのではないかと考えております。

資料 4 に戻りまして、16 ページの(8) 権利擁護の推進です。こちらについては、平成 24 年 10 月に障がい者虐待防止センターを設置し、虐待事例に速やかに対応できる体制を整備しました。また、下のほうの、先ほど報告事項で説明のあった、(仮称) 障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例に係る検討会を平成 25 年 4 月に設置し、平成 27 年 4 月まで制定に向けて議論を重ねてきたところです。

次に、2、保健・医療・福祉の充実ですが、18 ページの(2) 医療およびリハビリテーションの充実になります。平成 25 年度までは精神障がいの方は重度心身障がい者医療費助成の対象に含まれていませんでしたが、平成 26 年 9 月より精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者の方を対

象に含め名称を重度障がい者医療費助成に変更したところです。

次に 20 ページの (3) 精神保健と医療施策の推進では、先ほどの主な事業でも記載がありましたが、平成 26 年 3 月に新潟県精神科救急情報センターを開設し、また、平成 27 年 3 月に精神医療相談窓口を開設しました。

次に 21 ページの 3、雇用促進と就労支援の (1) 雇用促進と一般就労の支援です。平成 25 年 10 月に新潟市障がい者就労支援センター「こあサポート」を開設し、就職を希望する障がい者の相談から、就職後の定着まで一貫した伴走型支援を行いました。結果としましては、22 ページになりますが、平成 25 年度は登録者 203 名のうち 33 名が一般企業へ就労し、平成 26 年度は 428 名の登録者のうち 135 名が就職しました。さらに平成 26 年 10 月から「こあサポート」において無料職業紹介事業を開設したところです。

次に 23 ページですが、障がい者雇用に取り組む企業のネットワーク「みつばち」を平成 26 年 2 月に立ち上げて、平成 26 年 10 月には「みつばち」と障がい福祉課が共同で障がい者雇用に積極的な企業を認定する障がい者雇用企業認定事業を開始し、企業に対する支援を強化したところです。

次に 24 ページの (2) 福祉施設への就労の支援についてですが、障害者優先調達推進法が平成 25 年 4 月に施行されたことを受け、本市でも障がい者優先調達推進方針を策定しました。調達目標額は前年度を上回る額を設定し、平成 25 年度には約 3 億 5,000 万円の実績がありました。

次に 4、療育・教育の充実の (1) 就学前療育の充実では、平成 24 年度に療育支援体制強化の取組みとして各保育園、幼稚園の主任保育士を対象とした発達支援コーディネーター養成研修を開催しました。また、市内 6 区で実施していた療育教室を平成 25 年度から全区で実施しまして、言葉や社会性に発達の遅れが見られる乳幼児への支援を強化したところです。平成 26 年度には養成研修も引き続き行うとともに、研修終了者を対象にしたフォローアップ研修を実施しました。先ほど主な事業の説明がありました児童発達支援センター「こころん」の整備を平成 26 年度より開始しました。

次に 27 ページ (2) 学校教育の充実です。特別支援教育サポートセンターを核とした支援や、すべての市立学校などに校内委員会を設置しまして、特別支援教育コーディネーターの指名を行うなど、障がいのある児童に対するさまざまな支援策を設けてきました。また、平成 26 年度からは全区に教育支援センターを設置し、ニーズに応じた情報提供を行いました。また、校長を対象にした特別支援教育管理職研修を行い、インクルーシブ教育システムについての認識を深めました。

次に 30 ページの 5、生活環境の整備の (3) 防災対策および災害時支援体制の整備です。平成 24 年度に福祉避難所の指定を行いました。また、区で複数の福祉避難所が必要な場合に備え

まして、特別養護老人ホームや障がい者支援施設と福祉避難所の協定を結んで、平成 26 年度には 61 施設と協定を結んでいるところです。

資料 4 の説明は以上ですが、第 2 次障がい者計画の総括としましては、基幹型相談支援センターをはじめとした相談支援体制の整備・充実、「こあサポート」をはじめとした就労支援の取組み、共に生きる新潟市づくり条例の制定に向けた検討など、この計画の基本理念である共生社会の実現に向けた取組みを十分行うことができたのではないかと考えています。一方で、本市の課題であった入所待機者の解消については、グループホームの整備などの施策を積極的に推進してきましたが、十分な成果を上げることができませんでした。今後は、昨年度から皆さんからご意見いただいた第 3 次計画と共に生きる新潟市づくり条例を両輪として、障がいのある人もない人も安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向け効果的な施策を推進していきたいと考えています。

続いて資料 5 をご覧ください。第 3 期障がい福祉計画の数値目標の達成状況についてです。1 の福祉施設の入所者の地域生活への移行ですが、平成 17 年 10 月現在の施設入所者 630 人のうち、30 パーセントの 189 人を地域移行させることを平成 26 年度の目標としていましたが、実績としましては、平成 19 年度からの累計になりますが、移行者は 136 人となり、目標に 53 人足りませんでした。地域移行の促進に向けた取組みとしては、先ほどの資料 4 でも説明したとおり、平成 24 年から平成 26 年にかけてグループホームの整備や世話人処遇改善加算など新たな制度を設けてきましたが、まだ目標には達していないことから、今後もさらなる取組みが必要と考えています。

次に 2 ページの 2、福祉施設から一般就労への移行等ですが、福祉施設を退所し一般就労した方が、平成 17 年度に 18 人いらっしゃいました。その 4 倍の 72 人を一般就労させることを目標としていました。実績としては、移行者が平成 26 年度で 125 人となり、大幅に目標を上回る結果となりました。この要因としましては、各就労系事業所が増加したことや、ノウハウが事業所に蓄積されたこと、また、「こあサポート」による取組みの効果などが考えられます。

次に 3 ページの 3、就労移行支援事業の利用者数ですが、福祉施設利用者 2,578 人のうち就労移行支援事業所を利用する割合を 7 パーセントの 181 人とする目標でしたが、実績としましては 191 人、割合として 6.5 パーセントとなり、おおむね目標は達成できたと考えています。

最後に 4 ページの 4、就労継続支援（A 型）事業の利用者の割合ですが、就労継続支援 A 型と B 型の利用者のうち、A 型の利用者を 80 人、8 パーセントとする目標としていましたが、実績としましては 136 人、9.5 パーセントとなり、目標を達成することができました。

全体としましては、1 番の施設入所者の地域移行の目標以外については目標を達成することができ、障がいのある人の社会参加の促進が図られたと考えています。目標が達成できなかった

た地域移行につきましては、第4期の計画においても同様の数値目標がありますので、目標達成に向け効果的な取組みを今まで以上に行っていく必要があると考えています。一般就労の移行についても第4期計画において同様の目標がありまして、そちらのほうでは平成29年度の目標が123人に設定されています。今ほど説明した平成26年度実績が125人となっておりまして、二人上回っている状態になっていますので、今後、平成29年度の目標を見直す必要があるのではないかと考えています。

次に資料6をご覧ください。サービスの見込み量に対する平成24年度から平成26年度の実績を示したものになります。計画を作ったときに見込んだ見込み量等を実際の実績と比較しまして、達成の割合がどうであったかということと、その理由や課題などをサービスごとに記載しています。こちらにつきましては後ほどご確認いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

(島崎会長)

ありがとうございました。

議事の(1)と(2)につきまして一括して事務局からご説明いただきました。昨年度、第3次、第4期計画を策定するに当たって、一定の振り返りはしたうえで作成していますので、だぶっているといいますか、改めて確認したというところもあったかと思いますが、平成26年度の進捗状況につきましては、今年度以降、先ほど事務局から説明がありましたように、さらにいい施策になるように取り組んでいこうというお話があったかと思いますが、そのような方向で考えていければいいのではないかと考えました。

今年度、新しく委員になっていただきました関委員から、今の説明のところで就労支援についての資料等をあわせて、進捗状況や達成状況、昨年度までについての状況説明がありましたけれども、これに限らず、お立場のところで就労について何かお聞かせいただければと思います。ご意見、ご感想でもけっこうですので、お聞かせいただければと思います。いかがでしょうか。

(関委員)

昨年度の状況ということですが、全部目を通していなくて承知していない部分もあるのですが、私どものかわりの部分としましては、チーム支援といいますか、福祉から一般の就労へという部分がございますので、その辺については関係機関との連携ということでやらせていただいている部分なのですが、実は昨年ハローワーク窓口での紹介による障がい者の就職件数、こちらは県下全般でも5年連続で過去最高を記録しているという状況がございます。私どもハローワーク新潟管内についても同様な状況があるわけですが、その状況をお話しさせていただきますと、最近の傾向としましては、新規求職者につきましては、これ

は発達障がい者も含めた数字になりますけれども、精神障がい者の方の求職申し込みが増えてきているということです。昨年1年間で障がい者の新規求職申込み件数というのは全部で778名、ハローワーク新潟管内でおられたわけですが、全体では前年度に比べて26.7パーセントの求職者が増えてきているのですが、その中でも特に精神障がい者が36.7パーセントの増加となっております。

申込みいただいた方の中で就職はどうなのかということになりますけれども、ハローワーク新潟管内では昨年1年間で397名の方が就職に結びついているということでございます。前年比12.8パーセント増なわけですが、その中でも精神障がい者の方が137名、平成25年度に比べ23.4パーセントの増ということで、最近の傾向としては精神障がい者の方の就職件数が増えているということでございます。そこには企業の法定雇用率が1.8から2パーセントに引き上げになったということと、今現在の経済情勢、景気もだいぶ持ち直し、回復という状況もございますので、企業のほうも障がい者の雇用については積極的な取組みをされているという現状もございます。その中で、特に最近、知的障がい者、精神障がい者に対する企業の視点も変わってきているということでございます。しかし、実際に特性的なものを理解いただけない部分がありますので、その辺は関係機関が連携しながら、企業のほうに、雇用に当たっての対応等を実際に知っていただいたうえで定着につなげていただくことは大事なのではないかと私どもは考えているところでございますので、引き続き、関係機関との連携が必要だと考えております。

もう一つ、全体の資料をよく見ればいいのですが、1点だけ確認させていただきたい部分がございます。障がい者雇用企業認定事業というものを昨年の10月から開始されているということで、認定企業数は27社という数字でございます。こちらの認定企業の認定基準的なものを、初歩的なことを聞いて、なぜここでこんな質問が出るのかと言われるかもしれませんが、そこだけお聞かせいただければと思います。資料4の23ページの網掛けの部分でございます。

(事務局)

就労支援係の吉岡と申します。

まず、三つの基準がございまして、一つが障がい者の理解ということで、実習の受入れ、ふれジョブの受入れをして、障がい者の理解を進めたかというのが一つの基準です。もう一つが障がい者の雇用率2パーセントを達成しているかどうか、もう一つは、定着のところに着目しまして、1年以上雇用した障がい者の方の雇用を継続しているかどうかといった三つの基準を設けて、その三つの基準について認定をしていくところです。

(島崎会長)

ありがとうございます。

高岡委員から参考資料としてお出しいただき、先ほど説明の中にも事務局が触れていましたけれども、このところで何かご意見やご感想などありましたらいただければと思います。いかがでしょうか。高岡委員から参考資料をお出しいただいていますし、反映できているかどうかというところもお含みいただければと思います。

(高岡委員)

私は昨年春から委員にさせていただいたのですけれども、一貫して障がいのある方の国の所得保障制度である障がい年金の視点で、障がい年金そのものは国の制度ではあるけれども、自治体としてもっと何かやれることがあるのではないかとといった視点から申し上げてきたつもりです。四角で囲ってくださった中は具体的なものですけれども、抽象的なことは、私は計画の中に組み込まれていると思っています。それは各審議会のおりに申し述べさせていただいたことが反映したと思うのですが、ただ、年次計画はどうしても数年度にわたるものですから、抽象的にならざるをえないので、これは致し方ないと思いますけれども、それをいかに具体的に展開していくかでこれからの真価が問われるのではないかと考えて、私が思いつくような具体的なことを何項目かあげてみました。その中で、先ほど事務局からご説明がありました「福祉のしおり」での年金の概略の説明が早速取り入れられていて、あげればきりがありませんけれども、分かりやすく記載するという意味では改善していただいたのではないかと思います。

次の相談理由については、とにかくいろいろな相談があるということは、この審議会に出ささせていただいて実感したのですが、相談に携わる方がたくさんいらっしゃると思うのですけれども、そういう方々に障害年金というものがあるということを知識付与といいますかスキルアップといいますか、そういう場をどうしても設けていただきたいと思っております。つい最近、今支援申し上げている方にこういう事例があったので申し上げておきます。筋萎縮性側索硬化症（ALS）の方が、初診が平成23年9月なのです。この方は私が拝見した中でもものすごく進行の早い方だと思います。平成24年2月17日に肢体の1級障がい者手帳が出されます。それから6か月経ったか経たないうちに呼吸器の障がいで1級が追加になっています。それが平成24年8月です。私のところに障がい年金の支援の依頼がきたのがこの6月なのですけれども、障がい者手帳発行の段階で、障がい者手帳をどこで発行しているのか私は分かりませんが、発行窓口で障がい年金に関する知識をお持ちの方がいらっしゃったら何らかのアドバイスができたのではないかと思います。これは少ない例かもしれませんが、なぜそういうことを、当然、ご本人がいらっしゃいませんからご家族の方が見えているのですけれども、新潟市はなぜそういうアドバイスを窓口でできないのだろうと。そういったことがありましたので、相談に携わる方は市の職員の方もいらっしゃるでしょうし、福祉事業関係の相談員もいらっしゃると思

ますけれども、そこら辺はぜひ、平成 27 年度といわず、平成 27 年度の後半からでも取り入れていただくことはできないものかと思っております。

「市報にいがた」などを見ますといろいろな相談会があります。法律相談から始まって、私どもが関係する部分では、女性のための社会保険労務士の相談会などもありましたし、いろいろな相談会があるわけですが、そういう中に、通年で障がい年金に関する相談会を設定するのは無理であるならば、スポット的に、半期にいっぺん、四半期にいっぺん、そういうところに入れていただくことは下期からでも可能ではないかと思えます。そこら辺もぜひしていただきたいと思えます。

目の不自由な方や言葉が不自由な方には同行し支援することをやっつけていってやるのですが、障がい年金の請求手続き、あるいは請求手続きの準備段階からそういった支援ができないものか。実はこの政策とは全然関係ないのですが、障がい年金の全国ネットである私どもの支援ネットワークに入っているのですが、生活保護の受給者に私どもは支援申し上げていても、自治体によって生活保護受給者の費用として認めてくれない自治体と、認めてくれている自治体があるのです。そこら辺についてもおかしいということで、私どもはネットワークとしていろいろなことをやっているのですが、そういう中でいろいろな自治体の例が出てきておりました。市なり自治体が私どもの社会保険労務士を低額の有償ボランティア的に委嘱して、窓口で座らせるとか、あるいは年金窓口へ同行していくなどの形ができないものかということで提案させていただきました。

(島崎会長)

ありがとうございます。

具体的な事例も含めて、非常に大事な支援につながるお話をいただけたと思えます。昨年度のニーズ調査のまとめにも経済的な支援の必要性という部分と併せて年金制度の周知、あり方についても言及している部分がありますので、そこは市と関連機関等と当事者に近いところでやっていかなければいけないところだということを今、高岡委員からお聞きし切に感じたところでございます。この辺のところは、先ほどの基幹相談センターの専門職の研修のところに入れていくとか、あるいは各区の窓口などで入れていくとかいうことで、積極的に検討事項としてこの審議会でも確認させていただきたいと思えました。これだけではなく、委員の皆様からほかにはいかがでしょうか。高岡委員、関委員からも貴重なご意見をいただきました。ほかに、4、5、6の振り返りでございますが、何かございましたら。

(丸山委員)

NPO法人にいがた・オーティズムの丸山と申します。

私どもは発達障がい者の就職支援をやっておりますが、先ほど来の実績のご説明の中にも、

「こあサポート」を開設して相当実績を上げたということで、確かに一生懸命やっていただいていると思いますが、私がすごく懸念しているのは、いわゆる数値目標でいきすぎている部分が出てきていませんかということです。つまり、数値目標が出るということは決して悪いことではない。ただ、その数値がどう反映されているか具体的には分かりませんが、今から2年以上前、「こあサポート」ができる前に、私が……のトップと会って西蒲区の研究所をご紹介いただいて、そこへ就職させました。「こあサポート」はまだありませんでした。しかしながら、ついこの間、こあサポートさんが作られたパンフレットを見たら、就労させた人間に、こあサポートさんのおかげで、今こうしてということパンフレット上にうたっています。こういうことが数値目標を追っかけすぎの勇み足になっていなければいいと思います。ぜひその面を、別に批判しているわけではなくて、いきすぎて数値だけを追っかけるようになると間違った方向へいきますよということの一つだけお話しさせていただこうと思います。一生懸命やってくれて、新しい職場の開拓もやってくれているのも事実ですから、あまりにも数値だけを追っかけすぎると、違った方向へいくのではないかという心配をしております。

もう一つですが、先ほどの報告に下線があるのですが、農福連携という非常にいいところに目をつけられて、すごくいいことだと思います。特に発達障がいの方というのは人と接するのが非常に苦手です。非常に少人数で自然と接するというのが職業として定着できたら、非常にいい環境であるということで、そういった新しいものを開拓しようとしてやっております。今日たまたまいらっしゃった青木先生にも入っていただいて、大学の先生や民間企業の経営者、私どもで研究会を何回か進めてきております。その流れの中で、私どもも昨年17名、二人はA型ですから外して15名を就職させたうちの2名を農業関係に就職させました。厳密には農畜産といったほうがいいと思います。ついこの間、テレビを見ていたら8チャンネルに社長が出ていまして、新潟でおいしい鶏肉を作ることから始めたのです。大変おいしい肉を作ったというのがテレビで紹介されていました。そこで食べさせる鶏を自分で育てるということで養鶏をスタートさせ、与える餌も休耕地を借りて自分たちで飼料を作るところまでやって、養鶏、飼料作りのところへ2名を就職させました。非常にはつらつとしてやっています。

先ほど来ご案内ありましたように、課題が何点かあって、障がいのある方がそこへ行く足がないのです。非常に大きな問題です。そういうことについては、昨年末にご紹介しましたが、例えば西宮市長の一言で始めた西宮でやっている方法、こういったものを行政中心になって組み入れていただくと、いろいろな可能性が広がるのではないかと。具体的にはシルバー人材センターと組み合わせています。シルバーの人材が運転手を兼ねて、職場まで送り迎えをされます。そのコラボレーションの中で一つの障がい者雇用を生み出しています。これは私どもNPO法人だけでやろうとしてもできませんので、ぜひお力を借りられればありがたいと考えてい

ます。青木先生、何かありましたらお願いします。

(島崎会長)

具体的な事例も含めてご意見いただきました。ありがとうございました。

議事の(1)と(2)につきまして貴重なご意見をいただいたところでございますが、時間の関係で議事(3)に移らせていただきたいと思います。議事(1)、(2)についてお気づきの点、ご意見等がございましたらぜひ意見シートでお出しいただくようお願いしたいと思います。

(3) 入所施設等の敷地内におけるグループホームの設置について

(島崎会長)

それでは、議事(1)、(2)を終了しまして、議事(3)「入所施設等の敷地内におけるグループホームの設置について」、資料7について事務局からご説明いただき、その後、質疑応答ということでお願いしたいと思います。

(事務局)

資料7をご覧ください。グループホームの設置基準の緩和についてです。これは入所施設の敷地内におけるグループホームの設置の禁止規定の緩和について皆様からご審議いただきたいところでございます。はじめに、現行の基準についてご説明いたします。1番、敷地内グループホームの設置基準についてです。まず、グループホームの敷地内設置を禁止する規定ですが、平成18年の障害者自立支援法に基づく指定基準省令の施行時からある規定となっております。当時、障がい福祉サービスの全般の基準を検討していた社会保障審議会の障がい者部会の議論の場においても、敷地内グループホームでは入所施設や病院と大きく変わらないため、認めるべきではないという意見や、一方で、設置場所にかかわらず入所施設や病院との独立性が担保されていれば認めてよいのではないかという意見が出されるなど賛否両論あったところです。最終的には、グループホームは敷地外を原則とし、平成23年度までは特例的に条件付きで敷地内を認める取扱いとされたところでございます。この特例につきましては、地域移行型ホームと呼ばれ、利用期間は2年に限定すること、入所定員または精神病床の減少を伴うことなどの条件付きで認めることとしたものですが、当市においてはこの特例により開設したグループホームはありませんでした。その後、国から政令市への権限移譲に伴い、平成25年に当市でも基準条例を持つこととなり、一部の基準を除いて地域の実情に応じて当市で自由に基準を持つことができるようになりましたが、グループホームの規定については国基準を引き継ぎ、現在、ここに記載のとおり規定としています。ただし、1の二つ目の●に記載のとおり、①グループホームと入所施設が塀や柵などで区切られていること、②敷地外からの入口がグループホームと入所施設とで別であること、③利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保されること、

この三つの条件を満たす場合には敷地外とみなしているところです。

次に2番をご覧ください。当市では、障がい者の入所施設から地域生活への移行を目指していますが、地域移行者数は例年10人から20人程度にとどまっており、入所待機者は150人を超える状態です。地域移行が進まない原因は複数ありますが、地域に移行する際の受け皿であるグループホームの設置が進まないことが大きいところです。当市としても、グループホームの設置促進のため、市単独で運営費の補助などを行っていますが、思うように進捗していません。その理由の一つに、土地・建物の確保の困難性があります。一方、入所施設は入所施設と一体の比較的広い敷地を有していることが多く、その敷地をグループホームに活用できれば、入所待機者削減及び障がい者の住まいの確保を促進することができます。このことから、当市としては、入所敷地内グループホームについて検討したく、予め施策審議会でのご意見を伺っておきたく議題として挙げさせていただきました。この審議会のみのご意見をいただいて検討するわけではありませんが、今後、自立支援協議会でもご意見をいただき検討を行う予定です。なお、精神科病院の敷地内グループホームについては、平成27年度条例改正における地域移行支援型ホームについて、当事者の団体から慎重な判断を求める意見が寄せられていることから、今回の審議事項には含んでおりません。

続きまして資料裏面をご覧くださいと思います。3番と4番につきまして、まず3番、入所施設敷地内のグループホームを認めるべきか否か。4番、入所施設敷地内グループホームを認める場合、どのような条件を付すべきかについてご審議いただきたいと思います。以下に例示として、当課で考えられる条件を論点ごとに列記いたしました。敷地内設置を認めるためにすべてを満たす必要がある条件という意味ではございませんが、ここに挙げた条件や、これ以外にも委員の皆様方から挙げていただける条件があれば、それらを含めまして、どの条件を付すべきかご意見をいただきたいと思います。

なお、参考として、5番に他都市の体制状況を掲載しております。当市で把握しているところでは、4県4市において敷地内グループホームを認めており、この表は各県、市ごとにどのような条件を付しているかまとめたものでございます。このうち、すでに敷地内グループホームの実績があるのが、岐阜県において2住居、長崎市において2住居でございます。

私からの説明は以上でございます。

(事務局)

補足で説明させていただきます。

人員、設備及び運営の基準につきましては国がこれまで定めておりましたが、平成25年度に地域の実状にあわせて都道府県、政令市、中核市の条例で定めることとされております。条例を定めるにあたりましては、国のほうで従うべき基準、標準とすべき基準、参酌すべき基準と

いう三つに分けて、国の省令を条例化するにあたりまして、198 条の部分につきましては参酌すべき基準とされ、地域の実状に応じて定めることができるとなっております。新潟市としてはこの部分につきましては国の省令どおりにしてきたところです。この条項につきましては、国は障がい者が住み慣れた地域で生活することを進め、施設入所を削減しようとしている中で、入所施設敷地内にグループホームを設置し、日中も施設内の通所に通うことになれば、入所施設とそう違いなく、地域で生活していくことにはならないのではないかという考えから定められたものです。また、国は入所施設または病院の敷地外にあるようにしなければならないとしながらも、自治体からの問い合わせに対しては、この資料の①から③の要件を満たしていれば、敷地外とみなしてもよいという見解を示しているところですが、これはあくまでQ & Aの部分であって、正式な通知で国が示しているものではございません。また、新潟市の現状としましては、県内において入所待機者数が飛び抜けて多いといわれておりまして、2年前の平成 25 年 4 月 1 日のデータになりますが、県の内部資料ですが、圏域ごとの入所施設とグループホームのデータを出しております。口頭で説明させていただきます。

入所施設につきましては、コロニー白岩の里を除いた人口 1 万人当たりの定員数ですが、県平均が 10.2 人となっております。これに対して長岡などの中越圏域が 12.6 人、上越圏域が 10.1 人に対して、新潟圏域が最も低い 7.8 人となっております。さらにグループホームでは 1 万人当たりの県平均が 6.1 人分となっておりますが、中越圏域が 10.1 人、上越圏域が 9.0 人に対して、新潟圏域は 4.4 人と、グループホームの数は中越、上越の半分以下となっております。また、県内グループホームの事業所に実施したアンケートでは、運営上の問題としてあげられたのが、多い回答順から、報酬が低い、職員確保が困難、改修等の費用がかかる、夜間支援体制が困難、地域住民の理解、周辺地域に物件がないといった順番で挙げられております。これにつきましては、県の調査ではありますが、新潟市の事業者についても同様のご意見であると理解しております。新潟市は待機者解消の一番の対応策としてグループホームを掲げ、前期計画でも、今回の計画でも年間 50 人分の整備を目標に掲げております。目標達成のためにはできるかぎりのことを行うべきと考え、これまで国には毎年他の政令市と共同して報酬単価の見直しを要望するとともに、市内におきましては重度加算や世話人の処遇改善加算など運営費の上乗せや、また空き家を修繕していく場合の単独整備補助などをやってきましたが、思うように進んでいない現状があります。また、各法人にグループホームをさらに作ってほしいという願いをし、なぜグループホーム整備が進まないかということをお伺いする中で、やはり世話人の確保や運営費改善のほかに、県のアンケートからも分かるように、土地確保等の初期投資も課題に挙げられているところです。入所施設の敷地内にグループホームを認めるということになれば、先ほどの県のアンケートのうち、夜間支援体制が困難、地域住民の理解、周辺地域に物件がない

などの問題には対応できるものと考えております、また、実際に各法人にお話をお伺いする中で、市内でも、もしこういうことになれば数棟は整備していただけるのではないかと考えております。

さらに、市内に実際にある例としまして、入所施設敷地内にある障がい者住宅は市単独のグループホームとして運営しておりますが、道路を一本挟んだ場合はグループホームとして認められているという現状があります。県外でも敷地内を条件付きで認めることを条例化しているところも出ており、このような状況から検討をお願いするものですが、これにつきましては、国の考え方にもっともな点もありまして、賛否両論あるところだと思っております。先ほどの説明にもありましたが、このたびの皆様からいただいたご意見のみで決定するということは考えてはおりませんが、自立支援協議会をはじめいろいろなところのご意見を伺いながら検討していきたいと考えておりますので、忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。

資料7の入所施設敷地内のグループホームの設置についてということでご説明いただきました。忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。障害者差別解消法ですとか、それによるところの条例づくりをしている政令市新潟としては忸怩たる提案だとは思いますが、やはり差別解消、人権、住まいを自由に選べるということも大事なことでありますので、忸怩たる提案かなとお聞きしておりました。新潟市障がい福祉課では、昨年8月1日に障がい者グループホームを始めようという冊子も作成しています。これはホームページで見つけたのですが、具体的にグループホームをつくるための、きまりから方法から全部載っているマニュアル本です。こういうものもあるのだけれども、果たして事業所に行き渡っているのかどうかということもあるかと思っておりますが、忌憚のないご意見をいただければと思っております。この後、自立支援協議会等での意見聴取もあり、さまざまところで当事者の方からの意見聴取もあるかと思っておりますが、その中で庁内で検討して条例改正をしていくということで、実際には年度内のことでしょうか。この条例がどうなるか分かりませんが、今後のスケジュールとしては、どのようになりますか。

(事務局)

もし、敷地内を認めるべきというご意見であれば、できるだけ早い時期に改正し、もしそうであればパブリックコメントも実施する必要があると考えております。

(島崎会長)

手続きということですね。

ご意見はいかがでしょうか。

(熊倉会長代理)

グループホームの整備が進まないということで、ペーパーでは物件の確保なのですが、課長の補足の説明を聞いて、それはそれでよく理解はできました。実感としては、職員体制をどうやって確保するかということが最大の難関だと私としては考えております。今一つ、こういうことがあるのですが、平成26年度に私どもはグループホームの新しいものを計画しまして、地域の方に説明を行いました。そのときに、確認した新潟市のグループホームの実態でいきますと、グループホームの数で4分の1ほどが新潟市西区にあって、グループホーム利用者の40パーセントが西区にあるという実態です。ということは、やはり8区の中でほとんどないところと非常に多いところがあるという大きな格差、状況が現にあるということ。入所型あるいは医療法人、病院といったところと関係があるホームは民家活用ではなくて、人数が多多めですし、そういうことと、西区に戦前からの伝統の古い法人があったり、そういった伝統があるところでたまたまあったとは思いますが、これをいびつな状況と見るべきなのか一概には言えないです。そういうところを見ますと、ストレートにこの方向でいいのかというのが若干気になるころではあります。

(島崎会長)

多賀委員は入所施設でいらっしゃるわけですが、いかがでしょうか。

(多賀委員)

我々もグループホームをつくっていかうというようなことなのですが、一番ネックなところは、今言われた世話人の方が集まらないということと、今までは古い借家等をお借りして、そこでグループホームを運営したわけですが、最近、消防法でスプリンクラーを設置せよと。今は支援区分、しかも重い方がグループホームに入りたいということで人数がありますので、その後必然的にスプリンクラーを設置しなければいけないということになりますと、やはり新たにグループホームを設置したほうが、より利用者の方たちが生活しやすいような環境づくりができるということで、我々の法人でも、作るのであれば、更地に新しいものをつくっていきたいと思っています。この条例ができれば、グループホームは非常に作りやすくなると思っております。

(自立支援協議会会長)

今回のグループホームの視点というのは入所施設からの移行ということなのですが、一方では、通所施設に通う利用者さんのご家族が高齢化してきて、その受け皿としたらグループホームという動きもあるわけです。今、グループホームそのもののニーズは一つの出口としては入所施設の出口もあるのだけれども、通所施設に通う在宅の利用者さんの出口ということで、親亡きあとの支援としての居場所、暮らす場所という視点もあるものですから、この

二つの道筋が混在していて、入所施設の出口だけの移行場所だけに特化できないところが実はあるのではないかと考えています。やはり私たちも潜在的にグループホームを作ってほしいというニーズは利用者さんやご家族からはあります。

しかし、運営母体である社会福祉法人の資金力がないというところがあって、長期的な運営を担保できるような財源がないというところで、ともすると入所施設をお持ちの社会福祉法人の資金力というのは強いなというところもありますので、そういうところで投資できる力が、小規模の社会福祉法人や団体はなかなかない。建てることはできるけれども維持することが本当にできるのかどうかというところを見通しが持てない点が、これが進まない背景にはあるのではないかと考えています。特に田舎にあるような私どもの施設がグループホームを作ろうとすると、過疎地ではグループホームというのは機能しない部分があるのです。ですので、保護者の方やご本人たちは施設に近いほうが安心だと。何かあったときに職員が見に来てくれるというところもあるので、しかし過疎地になると地域との交流が強くアピールできないところもあって、そういうところも課題ではないかと考えています。

(島崎会長)

ありがとうございます。

お約束の5時になってしまいましたが、どうしても発言したいという方がいらっしゃいましたらお願いしたいと思います。熊倉委員、多賀委員、山賀会長からそれぞれ違った部分でのご意見をいただいたのではないかと考えますが、このことにつきましては、非常に大事な問題だと思います。新潟市として待機者の多い中で地域移行をどう進めていくか。やはり住まいの場をどのように住みたいところに作っていくかということが、人としての大切な思い、願いの実現というところですので、難しいところがあるかと思っています。もし作るとするならばこんな条件がということが示されていますけれども、多賀委員がおっしゃった空き家を使うですとか、土地が必要であれば貸すよという方もいらっしゃるかもしれないし、小規模多機能の中で高齢施設等とタッグを組み合わせながら作っていくなどいろいろな方法もあるかもしれません。また法人の地域貢献という形で資金がない中でうまく使っていく方法がないかといった課題も実はあつたりするわけです。このことにつきましては、施策審議会の議題としてあげ、意見をいただいているということですので、継続的にペーパーでぜひ積極的にこのことについて**ご意見ください**。今日は時間がありませんので、ここで皆様からいただいたご意見については事務局でいったん整理し、また自立支援協議会においても意見をいただきながら検討していくということ**です**。手を挙げたいというところもあるので、先ほどの課長のお話のように、環境を整えればしたいというところもあるということですので、そのこともいろいろとご意見をいただきながら検討して結論を出していくということですので、できるだけ早い段階でこのことにつ

いて審議会としてはご意見を皆様からいただきたいということをお願いしたいと思ひます。意見シートにお書きいただいてファックスでお送りいただく、あるいはメールで出していただくということで、ぜひそれぞれの委員の皆様からご意見をいただけなかった委員の皆さんからもぜひこのことについてご意見をいただければと思ひます。それを踏まえて市の方で検討することにさせていただきたいと思ひます。このようなまとめ方で、議事（3）についてはお願いしたいと思ひます。

5. その他

（島崎会長）

それでは、5 その他について、資料も出ていますので、事務局からお願いしたいと思ひます。

（事務局）

参考資料4ですが、障がい児通所施設における不適切な対応についてご報告させていただきます。6月17日、18日に一部報道されております案件ですが、障がいの児童生徒が通所する放課後等デイサービス事業所で、利用者が特別支援学校の卒業とあわせ、放課後等デイサービスの利用を終了するにあたり、女子職員の髪を全て食べ終えたことを証すると書いた卒業証書と女性職員の髪の毛が入った封筒を渡したという事案でございます。利用者は西蒲区の18歳の男性で、女性職員の髪を口に入れるという行動が見られる少年でございました。3の利用施設にあります施設に平成24年9月の開設から週3回から4回通所しておりました。4の経緯ですが、施設担当職員2名が卒業するにあたり企画し、3月7日の利用最終日に本人の前で卒業証書を読み上げ、迎えにきた母親に卒業証書とともに女性職員の髪の毛が入った封筒を渡したということでございます。その後、4月3日に母親が卒業証書と封筒を持って施設の所在地である西区役所に相談に来られました。

障がい福祉課ではただちに法人に連絡を取り、4月10日に法人理事長とセンター長に市役所に来てもらい事実確認をするとともに、詳細な経緯、改善策を報告書として提出するよう指示し、4月15日に事実の経緯と改善策を記載した報告書、担当職員2名の反省文が提出され、詳細な事実が確認できたことから、その場で口頭注意といたしました。翌日、障がい福祉課から母親へ経緯を説明するとともに、法人側が会っておわび申し上げたい旨をお伝えしたのですが、会っていただけないということで、法人側からは謝罪文を郵送したと聞いております。また、法人側では担当職員2名を降格処分、センター長を降格処分及び減給処分にしたという報告がありました。その後、法人理事長は保護者に会って謝罪すべく電話をしたのですが、つながらないということで、報道があった後の6月20日に直接訪問し母親に謝罪し理解をいただいております。

ります。母親からは、今後、その法人の日中一時についても利用したいという報告があったそう
うでございます。また、法人からは関係者へおわび文を送付するとともに、21日には「にじい
ろくらぶ」利用者の保護者向け説明会を実施しおわびをしております。なお、報道があった日
以降、センター長を含む職員3名は謹慎とし、事務の仕事をしておりましたが、保護者向け説
明会で保護者から「にじいろくらぶ」へ復帰してほしいというご意見をいただき、22日から現
場に復帰しております。

裏面を見ていただきますと、法人が提出された報告書の抜粋です。改善策が三つあげられて
おりますが、これらすべて実施していることを確認しております。報告書などによれば、企画
した職員は当時、利用者を喜ばせようと企画したということですが、今は大変反省しておりま
す。このたびの件は非常に軽率で不適切な行動であり、また、センター長が内容を把握してい
なかったということも大きな問題であると思っております。これまで施設の適切な運営につつま
しては機会をとらえ注意喚起してきておりますが、今回のことを受け、6月17日に障がい者・
児、すべての施設に改めて施設運営の体制の確認をお願いする注意喚起を通知しました。今後、
このようなことがないよう指導してまいりたいと思っております。

関連しまして、参考資料5をご覧ください。新潟市の虐待の現状について、昨年度までの状
況をまとめたものでございます。まず、左の1、合計の欄ですが、平成24年10月に新潟市障
がい者虐待防止センターを設置し、相談業務等に取り組んでまいりましたが、昨年度末までの
2年半で延べ相談・通報件数は50件ございました。その50件のうち、調査の結果、虐待と判
断されたものは18件で、虐待の類型で見ますと、身体的虐待、心理的虐待が多くなっておりま
す。なお、虐待はいくつかの分類が重複するため、類型別の合計は一致していないということ
をご理解いただきたいと思います。その下の表では、虐待の被害者として女性が多いこと、知
的障がい者、精神障がい者が多いことが分かります。2から4の加害者別の集計を見ますと、
虐待と認められた18件のうち17件が養護者によるものでございます。施設従事者は1件、使
用者、いわゆる事業主による虐待は1件もございませんでした。これら18件の虐待と認められ
た件数につきましては、終結したものが3件、グループホームなど虐待者との分離をした後、
経過観察中のものが4件、定期的な関係者の会議の開催などをしつつ、家族支援をしながら見
守り中のものが11件となっております。今後は、山口の事件などもありますし、新潟市で起こ
った事件も含め、さまざまな事例を教訓に事業者の皆様への研修、基幹相談支援センターを通
じた防止策などにも努めていきたいと思っております。

最後に、参考資料6の手帳所持者数の推移です。概要だけ説明します。この資料は上から、
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の順で掲載しておりますが、身体障害者
手帳の平成26年度の合計欄を見ていただきますと、初めて前年度を下回りました。今までずっ

と伸びてきていたのですが、身体障がい者については初めて前年を下回ったこととなります。なお、身体障害者手帳の高齢化率は73.3パーセントということで、高齢化率はどんどん進んでいる状況にあります。また、5年前の平成21年度末との比較では、それぞれの手帳でいいますと、身体障害者手帳は7.2パーセント増、療育手帳は15.7パーセント増に対して精神のほうの手帳は51.3パーセントということで、5年間で1.5倍に増えております。合計の手帳所持者数は4万663人ということで、重複されている方もいらっしゃいますが、手帳の数からいうと、人口80万人に対して約20人に一人の割合で手帳が交付されている状況になっております。なお、参考までに新潟市の人口は平成17年をピークに減少に転じており、現在、高齢化率が26パーセント前後と推定されております。

最後に、福祉のしおりの7ページをご覧ください。障がい者手帳の統一についてです。これまで手帳の種類ごとにカバー、台紙の色が異なっておりましたが、手帳の色で精神障害者保健福祉手帳と分かることに抵抗があるというご意見を受けまして、新潟県と共同して色を統一することにしました。この4月から身体障がい者手帳のカラーに統一しております。具体的にカバーはすべて青色、台紙はすべて薄いピンクとなっております。なお、記載している内容に変更はございません。切り換えはすでに手帳をお持ちの方については更新、再発行時に切り換えをいたしておりますが、ご希望があれば随時切り換えております。

説明は以上です。

(島崎会長)

参考資料等につきまして丁寧なご説明をいただきました。ありがとうございました。

それでは、平成27年度第1回の審議会はこれで終了とさせていただきますが、重ねてお願いがございます。委員の皆様それぞれの立場でお気づきのこと、あるいは日常の中でお考えのことがありましたら、お手元に配付させていただきました審議会に対する意見という用紙がありますので、現状を踏まえた意見あるいは施策の提案等をお書きいただきお出しただけであればと思います。高岡委員からお出しいただいたような形でもよろしいですし、また、いろいろな書き方があるかと思いますが、次の会議で検討したり、施策に反映させることができればと思っています。皆様には本当にお忙しいところ長時間にわたる会議にご出席いただきましてありがとうございました。時間が過ぎてしまいました申し訳ございませんでした。

ありがとうございました。お疲れさまでございました。

6. 閉 会

(司 会)

島崎会長、長時間にわたる議事進行をありがとうございました。また、委員の皆様も活発な

ご発言をありがとうございました。

以上で、平成 27 年度第 1 回新潟市障がい者施策審議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中ご出席いただき、大変ありがとうございました。お疲れさまでした。